

令和6年度第1回 小林市国民健康保険運営協議会 議事録  
(令和6年6月議会関係)

【開催日時】 令和6年5月30日(木曜)  
午後7時00分から午後7時40分まで

【開催場所】 小林市役所 本館2階 会議室1

【出席者】 委員

公益代表	高妻 賢士	会長
	吉脇 辰男	副会長
	山田 博	委員
	柿木 由紀子	委員
保険医代表	小城 研二	委員
被保険者代表	岩松 浩	委員
	竹山 真弓美	委員
	有木 鈴子	委員
被用者保険代表	富田 洋平	委員

事務局

市民生活部長	鷗野 裕一
ほけん課	
ほけん課長	岩下 経一郎
総務グループ	山下 祐徳
納税グループ	山元 康敬
後期グループ	谷山 智子
国保グループ	池井 裕子
健康推進課	
健康推進グループ	山内 里美
健康推進グループ	川原 真砂子

【欠席者】 委員

保険医代表	園田 定彦	委員
	竹之内 剛	委員
	福森 一真	委員
被保険者代表	芝原 靖彦	委員

【会議成立の要件】 13名中9名出席。出席者が過半数につき会議は成立した。

## 【次第及び議事結果】

- 1 開会                    岩下ほけん課長 が進行を行った。  
                             会議録作成のため会議内容を録音すること及び会議が成立することを伝え開会。
  
- 2 委嘱状交付            新たに委員に選任された 小城研二委員 と 富田洋平委員 に  
                             鷗野市民生活部長 より委嘱状の交付を行った。
  
- 3 会長あいさつ        高妻会長 があいさつを行った。  
                             1月1日に能登半島で地震が発生したが、まだまだ復興に時間が掛かっている状況ではないかと思っている。1日も早い復興を願っている。  
                             今回は今年度1回目の協議会となっている。議事についてご意見ご質問等ございましたらお聞かせいただきたい。
  
- 4 事務局あいさつ      鷗野市民生活部長 があいさつを行った。  
                             新型コロナウイルス感染症も昨年5月の連休明けから5類に移行し、以前の生活に戻りつつあるところにある。  
                             国保制度は、制度創設時においては農林水産業者及び自営業者が多くを占めていたが、他の医療保険に属さない全ての方を被保険者としているため、高齢化や産業構造の変化、医療保険制度の改正などの影響を受けて、制度創設時と比較すると高齢者の割合が増加するとともに、農林水産業者及び自営業者の割合が減少している。  
                             所得の少ない無職者や非正規雇用者の割合が増加している一方で、医療は高度化し一人当たりの給付費は増加することになり、財政状況は非常に厳しいものになっている。  
                             本協議会の権限は、市の国民健康保健事業の運営に関する重要事項について、市長の諮問に応ずるとともに、必要があるときは市長に意見を述べるができるとなっている。  
                             今回は、9年ぶりの保険税率の改定を提案することになっており、忌憚のない意見をいただきたい。  
  
                             人事異動に伴う事務局体制の変更があったため、事務局の職員がそれぞれ自己紹介を行った。
  
- 5 議長選出              慣例により高妻会長が議長を務めた。

## 6 議事

### 議題1 小林市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

- ・ 山下が 概要の説明を行った。
- ・ 1ページの国民健康保険税の賦課限度額の引き上げについて、法令の改正により後期高齢者支援金等課税額が22万円から24万円に引き上げられ、基礎分、介護納付金分を併せた限度額は104万円から106万円になる。これにより限度額を超える世帯が18世帯減少し、約220万円の増収が見込まれる。
- ・ 1ページの国民健康保険税の軽減対象の拡大について、法令の改正により被保険者数に応じて控除する基準の金額が5割軽減で29万円から29万5,000円に、2割軽減で53万5,000円から54万5,000円に引き上げられる。これにより軽減を受ける世帯が26世帯増加し、約95万円の減収が見込まれる。
- ・ 2ページの国民健康保険税に係る税率及び税額の改定について、被保険者数が年々減少する一方で、高齢化や医療の高度化により1人当たりの医療費は増加し、今後、国民健康保健事業に財源不足が生じる。安定的な制度運営に必要な財源を確保するために、今回、税率及び税額の改定を行うこととしている。

令和5年中の市民税申告の所得情報を基に試算したところ、国民健康保険税の収入が予算額に対して約2億3,176万円不足すると見込まれる。

この不足額について、基金の繰り入れのみで不足額の全てを補てんするとなると来年度には基金が無くなり、税率の引き上げのみで補てんするとなると大幅な負担増となるため、「(表1) 現行税率と改定後税率の比較」のとおり税率を改定し、基金と前年度繰越金の一部を繰り入れることで不足分を補うことと考えている。

所得割は、基礎分を2.04%、後期高齢者支援金等分を0.53%、介護納付金分を0.28%、合計2.85%見直し15.65%から18.50%に改定する。

資産割は、宮崎県内の保険税水準の統一に向けて県内市町村、順次廃止する方針が決定しているため今回改定は行わないこととする。

均等割は、基礎分を3,500円、後期高齢者支援金等分を700円、合計4,200円見直し37,900円から42,100円に改定する。

平等割は、基礎分を3,000円、後期高齢者支援金等分を600円、合計3,600円見直し36,500円から40,100円に改定する。

今回、改定する税率及び税額については、県が国民健康保険税の標準的な水準を参考までに各市町村に示す「標準保険税率」を参考に算出している。

- ・ 3ページの「(表2) 補てん財源の推移」、平成30年以降、基金を約3億円積み立て、それぞれの年度の収支で赤字が出たときは前年度繰越金を充てることで運用している。

令和5年度単年度収支は、4月末現在では約1億5,500万円の赤字を見込んでおり繰越金の合計は約4,500万円になる。直近の状況では4月末の時よりも支出が少なくなり約4,900万円ほど残ると考えており、令和6年度の補てん財源は、基金を

合わせて3億5,000万円程度になると見込んでいる。

- ・ 3ページの「(表3) 現行税率と改定後税率の財源比較」、令和5年中の市民税申告の所得情報を基に試算した場合、現行税率だと調定額が9億4,121万9千円となり、収納率が95%の場合、8億9,415万8千円が収納額となるため、予算額11億2,592万円に対して約2億3,176万2千円が不足する。

それを改定後の税率で試算した場合、調定額が10億6,583万9千円となり、収納率が95%の場合、10億1,254万7千円が収納額となり、予算不足額が約1億1,337万3千円となる見込みのため、その不足分に対して財政調整基金を1億円取り崩し、残り約1,337万3千円を前年度繰越金から補てんすることとしている。

- ・ 4ページの「(表4) 現行税率と改定後税率の財源比較」、60歳の夫婦2人で固定資産税が50,000円課税される世帯の場合、世帯所得が40万円の場合では7割軽減となり税額は3,600円の増となる。世帯所得が100万円の場合では5割軽減となり税額は22,300円の増となる。世帯所得が150万円の場合では2割軽減となり税額は40,100円の増となる。

税額は世帯所得に応じて変わるが、全世帯の中で約64%が軽減を受ける世帯であり、内訳としては約38%が7割軽減、約16%が5割軽減、約10%が2割軽減の世帯となる。

世帯所得が180万円となると軽減が受けられない世帯となり、税額は51,000円の増となる。

- ・ 5ページの「(表5) 税率改定の推移」、平成23年度から平成25年度の3年間で所得割・均等割・平等割を、平成27年度に所得割を改定しており、今回が9年ぶりの税率・税額改定となる。

#### 意見、質疑

- ・ (岩松委員) 軽減なしの世帯、60歳2人の時で51,000円増額になるということだが、親子などで4人などの世帯になる場合はこれ以上の額になる。例えば3世代で一緒に住んでいるとなると相当な金額になり、かなりの苦情がくる感じがしてならないが、どのような対応を考えているか。

(岩下課長) 税額が大きく上がる方もいて問い合わせがあることも想定している。

丁寧に説明をして、納期が8期のところを12回などで分納していただくなど、年度内での納付をお願いしながら、ご理解いただけるよう努めていきたい。

#### 承認の可否

- ・ 承認

#### 議題2 令和6年度 小林市国民健康保健事業特別会計 6月補正予算(案)について

- ・ 山下 が初めに歳出、次に歳入の順で概要の説明を行った。
- ・ 7ページの歳出に係る補正予算については、総務費を640万2,000円計上した。

- ・ マイナ保険証への移行に伴うシステム改修費 465 万 6,000 円では、被保険者全員を対象に保険証の用紙に確認用の個人番号を印刷する機能や、マイナ保険証を取得されている方へ交付する「資格情報のお知らせ」の作成機能、取得されていない方へ交付する「資格確認書」の作成機能などが追加されることになる。
- ・ 第三者行為損害賠償求償委託料とは、第三者行為によって生じた保険給付について国保連合会に損害賠償金の徴収や収納事務を委託するもので、徴収した金額の 7%を委託料として支払う。今回、交通事故により長期にわたり入院されていて医療費が高額になる方がいることから 62 万 6,000 円を増額分として計上している。
- ・ 被保険者証送付に係る特定記録郵便代 112 万円は、保険証を送付する際に個人番号の下 4 桁を印字して送付することにより特定記録郵便での発送が必要となることにより計上している。
- ・ 6 ページの歳入に係る補正予算については、マイナ保険証への移行に伴うシステム改修費は国庫補助金、第三者行為損害賠償求償委託料は県からの繰入金、保険証送付に係る特定記録郵便代は一般会計からの繰入金をそれぞれ充当するために計上している。

国民健康保険税の 1 億 1,337 万 3,000 円の減額補正は、税率改定後の予算不足分を計上し、それを補てんするため財政調整基金繰入金を当初計上分 1,000 円と合わせて 1 億円になるように 9,999 万 9,000 円、前年度繰越金からの運用額 1,337 万 4,000 円を計上している。

#### 意見、質疑

- ・ (高妻議長) マイナ保険証になるのは 12 月からか。7 月に保険証を発送すると思うが、その場合に 7 月から 12 月までの間、その保険証を使って、12 月以降は全く使えなくなるということか。  
(岩下課長) 7 月に紙の保険証を発送するが、来年の 7 月までの 1 年間は使用できる。12 月 2 日以降、もしその保険証を無くした場合などは再発行ができないということになる。そのため、マイナ保険証がある方はマイナ保険証、マイナ保険証がない方は資格確認書で病院を受診してもらうことになる。

#### 承認の可否

- ・ 承認

#### 議長降任

#### 7 特定健診について

- ・ 健康推進課山内主幹 より 5 月 30 日に発送した健診案内文書により特定健診・長寿健診・がん検診の内容の説明を行った。
- ・ ピンク色の用紙は、受診できる検診を表示した一覧。対象の方は○が記載されて

いる検診が受診できる。

- ・ A3サイズの用紙に受診の仕方や日程などを記載している。集団検診と病院で受診できる個別健診があり、個別健診は各医療機関へ予約して受診していただくことになる。集団検診は6月5日から予約を開始し、インターネットで予約する方法とコールセンター等に電話で予約する方法がある。
- ・ 本年度、一部変更になった健診がある。これまで65歳以上の方を対象としていた結核健診、40歳以上の方を対象としていた肺がん検診を別々に実施していたが、2つを一体化して40歳以上の方を対象とした肺がん・結核レントゲン検診として実施する。緑色の用紙が受診票であり、予約なしで受診できる健診となっていて自治公民館を借りて細かい区域に検診車が来て受診できる。

#### 意見・質問

- ・ (岩松委員) 肺がん・結核レントゲン検診は、レントゲンで肺がんと結核が分かるものなのか。
- ・ (川原主幹) 肺がん健診も結核健診も同じ検査のため統合して、同時に検査できるようになった。
- ・ (山田委員) 個別健診を受診したとして、肺がん・結核レントゲン検診はまた別に受診しないといけないか。
- ・ (川原主幹) 肺がん・結核レントゲン検診は集団検診だけで、個別健診の対象となっていない。集団検診を受けてもらいたいが、医療機関で定期的な受診でレントゲンを撮られる方は医療機関で受け取ってもらえればよい。
- ・ (高妻会長) ピンク色の用紙はどういったものか。  
(川原主幹) 表面の一覧に一人一人受診できる項目ごとに○が記載される。裏面は健診内容の説明になる。
- ・ (高妻会長) 白色の用紙(長寿健診)では、記載してある検査内容しか受けられないのか。
- ・ (山内主幹) ピンク色の用紙はそれぞれの方が受診できる健診のお知らせになる。黄色、緑色、白色の用紙は受診できる対象の方が、実際に受診する時に使用する受診票になる。
- ・ (岩下課長) 国民健康保険の方は黄色、後期高齢者医療の方は白色の用紙が入っている。
- ・ (高妻会長) いつも長寿健診で血液検査、血圧、検尿、身体計測しか受けていない。これ以外で胃カメラを受診するとなると長寿健診の対象の方の自己負担はどうか。
- ・ (川原主幹) 胃がん検診の胃カメラは、無料対象の方の年齢が50歳、56歳、60歳、66歳と限られている。それ以外の方は、医療機関で受診してもらおうか、集団検診でバリウムの検査を受けるかになる。
- ・ (高妻会長) バリウムの検査を受ける方は今もいるか。

- ・ (川原主幹) バリウム検査を受けられる方はいる。胃がん検診の一次検査となっている。
- ・ (高妻会長) 胃がん検診は全て胃カメラの検査にした方がいいのではと思っている。
- ・ (川原主幹) 国民健康保険の方は人間ドックで2年に1回は受診できるようになっている。
- ・ (高妻会長) 国民健康保険の方は受けられるようになっているが、後期高齢者はなかなか。2年に1回くらいは大腸のカメラと胃カメラの健診を受けているが、費用の負担が少し多いため、どうにかならないかという話も聞く。
- ・ (川原主幹) そういった話も聞くが、国が指示する健診を市として実施しているため、全員に胃カメラ検査をとというのは難しい。

## 8 連絡事項

- ・ 委員の任期について  
現在の任期が令和4年5月9日から令和7年5月8日までの3年間。  
今年度、委員改選の準備を行っていく。
- ・ 次回開催予定  
9月議会前の令和6年8月中を開催予定として案内。
- ・ 岩下ほけん課長 より  
今回、条例改正と6月補正予算の承認をいただいた。6月議会に9年ぶりの税率改定を議案として提出することになるが、委員の皆様にも原案のとおり承認いただいたので、議会でも議決いただけるように説明したい。実際、議決されると被保険者の方々の保険税が上がり負担を掛けることになってしまうが、丁寧な説明をしながら理解いただけるように努力していく。

## 9 閉会

令和6年7月1日記載